

東部ドイツにおける再統合以降の 土地私有化のプロセスとその課題

— 2つの農民組織の見解を中心に —

The Process of Land-Privatization and its Problem after Reunification in
Eastern Germany

中 林 吉 幸
NAKABAYASHI Yoshiyuki

はじめに

両ドイツの統合は旧西ドイツのイニシアチブで進められたが、それが旧東ドイツ経済を救済すること、それもその体制を「負」のものとして否定することによって行われた。そこで、資本主義ならびに自由を教える「教師」あるいは「指導者」としてやってきた西部ドイツ人によって、多くの主要なポストが占められることになった。もし統合が対等な立場で推し進められていたならば、「農業生産協同組合」の再編成も現在とはかなり違ったものとなっていたであろう。

両ドイツの統合によって、旧西ドイツあるいはデンマーク、オランダから農民がやってきて農地を買ったり借りたりしてしばしば大経営を営んでいる。また、由緒ある建物を西部ドイツから来た人間に買い取られる。その他にも、旧東ドイツのさまざまな分野・職種に旧西ドイツ市民が進出している。このような状況を見ているので、東部ドイツの人々は、土地の私有化を担ってきた「信託公社」あるいはその後身である BVVD の業務に対しても複雑な思いを抱いているようである。

以上のような状況下で、ドイツにおける農地の再私有化を巡って、2つの農民組織が誕生し、相反する見解を表明している。すなわち1つは西部ドイツで支配的な組織である「ドイツ農民連盟」(Deutscher Bauernverband)傘下の組織、もう1つは「ドイツ農民連合」(Deutscher Bauernbund)である。この両ドイツ再統合後の農民組織の組織化から、東部ドイツの土地私有化のプロセスを検討する¹⁾。

1 土地の再私有化

(1) 再私有化のプロセス

表1のように、土地の再私有化は、1)形式的には旧東ドイツの議会の決議に基づいて行われた。2)1990年3月10日「信託公社」(Treuhandanstalt)が連邦直轄の組織として設立された。実際には、信託公社のトップは西部ドイツの大企業の幹部あるいは政治家が担った。3)1991年4月のドイツ連邦憲法裁判所の判決によって、ソビエト・ロシアの占領時代の土地所有権の剥奪は取り消されないことになった。4)旧東ドイツの集団農場「農業生産協同組合」は1991年12月末に解散させられた。

新たに創設されたベルリンにある信託公社は、約8,000の人民有の経営から市場で生き残りうる企業を作り出し、それを私有化し、あるいは営業を停止させるという課題を抱えていた。さらにこの機関は約3万の小売店舗、ホテル、レストラン、農用地、不動産を管理した。かくして信託公社はほとんど4百万人の就業者に対して責任を有していた。また、4年以内に(東部ドイツの)経済を完全に改造するというマンモスのような課題に直面していた。デトレフ・カルステン・ローヴェッデル長官がテロリストによって殺害された後に、キリスト教民主同盟の政治家(ニーダーザクセン州金融長官)であり、(同時に)ローヴェッデル長官の代理人であったビルギット・ブロイエル女子が1991年4月13日に信託公社の新しい長官に選出された²⁾。

信託公社の組織化は1990年6月17日の(旧東独の)「人民会議」によって可

表1 土地の再私有化をめぐる経緯

1990年2月12日：ラウンドテーブルが「90年連合」のイニシアティブのもとに人民有資産を保持するために信託会社（を作ること）が提案された。

1990年3月10日：信託公社（Treuhändanstalt）が連邦政府直轄の機関として公法によって設立された。

1990年6月17日：（旧東独の）「人民会議」は人民所有の資産の私有化に関する注文とともに「信託法」を決議した。

1990年9月：（旧東独の）「人民会議」と（旧西独の）「連邦議会」による（両ドイツ）統一の可決

1990年10月3日：ドイツ民主共和国（東独）のドイツ連邦共和国（西独）への加盟（Beitritt）

1991年4月23日：連邦憲法裁判所の判決に基づいて、1945年から1949年までの間の（財産の）所有権剥奪は取り消されえないこととなった。

1991年7月3日：「農業適応法」の改正

1991年12月31日：農業生産協同組合（LPG）の解散

1992年4月：「土地活用・管理会社」（BVVG）設立

1994年9月：連邦参議院が「賠償・補償法」（Entschädigungs- und Ausgleichsleistungsgesetz）を可決。

1994年12月31日：信託公社の業務が終了する。その総欠損額はとりあえず1,308億ユーロに上った。最終的には欠損額は1,170億ユーロになった。その負債額は（連邦政府の）「継承者負債償還基金」（Erbblastentilgungsfond）に移行した。

1995年1月1日：「再統合に基づく特別任務のための連邦局」（Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben: BvS）が信託公社の最大の後継組織としてスタートした。

2000年9月：「賠償・補償法」（Entschädigungs- und Ausgleichsleistungsgesetz）に関する改正を伴った「資産法補充法」が連邦官報において公表される。

2000年12月31日：「再統合に基づく特別任務のための連邦局」BvSは実施上の営業を停止し、権利の担い手として存続した。残った業務を引き受けたのは業務処理者であった。

出展：<http://www.dhm.de/lemo/html/WegeInDieGegenwart/FolgenDerDeutschenEinheit/treuhandanstalt.html>

決された「人民所有経営の私有化ならびに再編成化のための信託法」に由来している。二つのドイツの統合とともに上記の「信託公社」は公法の連邦直属の事業所になり、連邦財務省の専門的かつ法的な監督下に置かれた。その業務の基本的な課題は次の通りであった。すなわち、経営の生産性の低さ、旧体制による生態学上の廃棄物（の問題）、明らかにされていない所有権問題そして東欧市場の崩壊への対応であった。何百万の職場が失われた。人民有の資産の私有化による販売収益では東部ドイツにおける再統合に伴う負債を埋め合わせることが出来なかった。東部ドイツの人々は、自分たちが統一に対して高い代償を支払わねばならないということを感じた。職場を巡る心配、不確かな将来への不安が、獲得された自由についての喜びをじきに覆った。多くの人が、統一の敗北者になることを恐れた。実際、かつての旧東独の企業の私有化に当っては非常に僅かな人々のみがそれに参加できたのであ

た³⁾。

1994年12月31日に信託公社は解散された。残された課題を引き受けたのは複数の会社であった。「経営参加マネジメント有限責任会社」(Beteiligungs-Management-Gesellschaft:MBG)は企業に関係のある課題ならびに経営参加に関して管轄権があった。「土地利活用・管理有限責任会社」(Bodenverwertungs-und verwaltungsgesellschaft mbH:BVVG)は農林業に関して管轄権があった。連邦政府は「信託公社の不動産会社」(Liegenschaftsgesellschaft der Treuhandanstalt:TLG)を引き継いだ。残りの清算業務、私有化そして主権的な(Hoheitliche)機能は「再統合に基づく特別任務のための連邦局」(Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben: BvS)の課題であった。貸付金、(旧東独時代からの)旧貸付金そして補償要求から構成されていた信託公社の負債は、1995年1月1日に創設された連邦政府の「継承者負債償還基金」(Erblastentilgungsfond)に移行した⁴⁾。

(2) 東部ドイツにおける農企業数の推移

表2と表3から、1992年から2007年にかけて、家族経営は18,800から23,400まで増えているが、総経営面正規に占める割合は33.3%から26.4%に低下している。平均経営規模は89 haから62.7 haに低下している。人的組合(会社)が増えているが、これは夫婦、親子間で作る組織で、税金上優遇される。

これに対して法人経営は3200から2007年の3400へと増えている。総経営面積に占める比率は1993年の66.7%から51.1%に低下している。平均経営規模は、登記協同組合を例にとると、1491 haから1419 haへと、ほとんど変わっていない。「農業生産協同組合」の後継企業では「登記協同組合」が多いが、これの経営数は若干減少気味である。

そもそもドイツ連邦政府は「農民家族経営」が大量に形成されると予想していた。連邦政府もEU委員会も従来から「農民家族経営」がヨーロッパ農業を担うと言ってきた。ところが現実の動きは、「農業生産協同組合」LPGの後継組織としての「登記協同組合」その他の法人経営がかなりの数に上り、そ

表2 東部ドイツにおける農業経営数

	1993年		
	経営数 1000	平均経営規模 ha	総農地面積に 占める割合 (%)
家族経営	18.8	89	33.3
そのうち			
人的組合	1.6	429	
法人	3.2	1,162	66.7
そのうち			
登記協同組合	1.4	1,491	37.6
有限会社	1.4	928	20.3
GmbH & Co. KG	0.3	1,117	7.0
その他の法人	0.2	431	1.8

註：(1) 土地の0.4%は耕地としての利用以外に園芸業並びにその他によって利用されている。

(2) 「州農民連盟」の申告による。

出典：DBV'93, p.23.、Sabine Kluse:Entwicklung der Betriebsstruktur in den neuen Bundesländern, 1994, AID-Information für Agrarberatung, Juli 1994.

表3 東部ドイツにおける農業経営数

	2007年		
	経営数 1000	平均経営規模 ha	面積 %
家族経営	23.4	62.7	26.4
人的会社	3.2	385.0	22.4
そのうち			
人的組合	2.5	322.6	
合名会社	0.0	676.0	
合資会社	0.2	668.6	
その他	0.4	76.5	
私法上の法人	3.4	841.9	51.1
そのうち			
登記協同組合	1.0	1,419.0	26.2
有限会社	2.1	613.6	23.2
株式会社	0.1	1,138.9	1.6
その他の法人	0.1	50.1	0.2
公法上の法人	0.1	134.9	0.1
合計	30.1	185.0	100.0

出典：Ausgewählte Daten und Fakten der Agrarwirtschaft 2010, p.7.

れら法人企業が経営する農地面積は東部ドイツ全体の農地面積の半分を占めている。

筆者の東部ドイツにおける聞き取りから、「農業生産協同組合」の解体に際して、多くの「組合」において、その農地と設備を温存するために、「法人化」が図られたという。そもそも「組合」の幹部は旧東ドイツにおいてエリート教育を受けていたという。

2 農民組織の再編成

(1) 東部ドイツの社会主義時代の農民組織

1946年春に東部ドイツの5つの州と県において、順次「相互農民援助協会」が設立された。これらは州政府から公法上の法人として承認された。1947年1月23日に「相互農民援助中央協会」において「相互農民援助協会」連盟の統合が行われた。この組織はソビエトの軍事管理部の命令に基づいて同様に公法上の法人として認められた。

「相互農民援助協会」はかつての「農林生産階級」の多数の不動産を引き継いだ。それらはナチス「国家社会主義者」が権力を引き継ぐ前の「農村同盟」が所有するものであった。「農村同盟」はワイマール共和国における農業の職能上の組織の1つであった。

ところで「相互農民援助協会」は旧東ドイツ時代に社会的な大衆組織と見られていた。それは協同組合農民の政治的、経済的、社会的、精神文化的利害を代表するものとされていた⁵⁾。

(2) 統合後の組織の再編

1990年3月9日に上記の「相互農民援助協会」はズールにおける農民大会において「ドイツ民主共和国の農民連盟」と改称された。州の「農民連盟」が新たに設立された。それらは「ドイツ民主共和国の農民連盟」の会員となった。その農民大会の冒頭で、かつての「相互農民援助協会」中央幹部の第1

書記であったマンフレート・シェレルが、社会的市場経済の条件下での「農業生産協同組合（LPG）」の存続を強く主張した。彼は次のように述べる。「これが厳しい競争の闘いのなかで持ちこたえる唯一の可能性である。連邦共和国の経済システムへの旧東ドイツの農業の性急な統合は次のように警告されねばならない。それは見通しのきかない経済的かつ社会的な結果をもたらすであろう。LPGの突然の解体、そして協同組合的な農業から個々の農民による農業への移行はドイツ民主共和国の農業の急速な死を意味するであろう。すなわち協同組合の財産の維持は根本的な目的である。⁶⁾」農民大会の最重要の目的として、シェレルは農民階級の団結を守り、強固にすること、そして農民階級の分裂のあらゆる試みに対する拒否を強調した。

その数ヶ月後の1990年6月に「ドイツ営農家連盟」、私的な農民、すなわち「経営再建者」並びに「経営新設者」の利害を代表する連盟が設立された。この「営農家連盟」は基本的に利害の状態が異なることに基づいて、「ドイツ民主共和国の農民連盟」との協力を拒否した。

「ドイツ農民連盟」は当初、さまざまな職能団体の「連盟」を統合しようと試みた。しかしこれが失敗に至るのが明らかになったときに、「相互農民援助協会」に由来する（東部ドイツ各）州の「農民連盟」を会員として受け入れた。かくして「ドイツ農民連盟」の側から明確に政治的な方針が決定された。

私的な農民の「諸連盟」は財政的な資金の欠如に基づき、また「連盟」運営における結社に由来する経験不足のために、非常に異なって発展した。1990年に5つの全ての新たな連邦諸州において私的な農民の集団並びに「連盟」が設立されたが、しかし「ドイツ営農家連盟」はこれら諸「連盟」をまとめることに成功しなかった。例えばメクレンブルク・フォアポメルン州並びにチューリンゲン州においてまずこれら諸「連盟」はその地の「農民連盟」と緊密に協力した。「ドイツ営農家連盟」は1993年に「ドイツ農村連合」に統合された。

1991年1月15日にライブチヒにおいて「ドイツ営農家連盟」が設立された。これには（東部ドイツの）4つの州の諸「連盟」が参加した。ザクセン・ア

ンハルト州（「営農家連盟」）、ザクセン州（「ドイツ営農家連盟」）、ブランデンブルク州（「ドイツ営農家連盟」プリグニツ）そしてチューリンゲン州である。1995年にメクレンブルク・フォアポメルン州において「メクレンブルク・フォアポメルン農村連合」が創設された。

「ドイツ農民連盟」は私的な農民の諸「連盟」に対して、1992年6月30日までその（東部ドイツの）諸州「農民連盟」との統合によってDBVの会員になるという選択権をオープンにしていた。まず初めにチューリンゲン州では統一的な「連盟」が存在していた。しかし1992年6月に「チューリンゲン州独立農民・土地所有者連盟」が組織された。それは「ドイツ農村連合」の会員となった。特に資産の紛争の枠組みでの対立した利害関係がチューリンゲン州において統一的な「連盟」の崩壊へと導いた。

「東部援助基金」の設立の準備に際して、「ドイツ農村連合」の内部においてかなりの意見の相違が生ずることになった。役員会は（原案に）対立する決定を行っていたが、当時の会長のディーター・タンネンベルガーは1993年11月に「東部援助基金」の規約に同意した。この規約は顧問団の投票権の関係を私的な農民の諸「連盟」の不利になるように規定していた。それゆえに「ザクセン・アンハルト州ドイツ営農家連盟」は1995年3月に「ドイツ農村連合」から去った。タンネンベルガー氏との相違に基づいて、ザクセン州においても「ザクセン州ドイツ営農家連盟」から活動的な農民の1グループが分かれて「ザクセン州農村連合」を設立した。1998年秋にディーター・タンネンベルクが「ドイツ農村連合」の役員会によって（組合員としての）解約告知を受けた時になってようやく、私的な農民の諸「連盟」の分裂に対して逆（統一）の行動がとられた。「メクレンブルク・フォアポメルン州農村連合」は2000年11月に「ドイツ農民連合」（DEUTSCHES BAUERNBUND）（1999年6月設立）の会員となった。

同様に1998年に「ザクセン・アンハルト州営農家連盟」会長クルト・ヘニング・クラムロートの、新しく選ばれた（西部ドイツに基盤をおく）「ドイツ農民連盟」会長ゲルト・ゾンライトナーを（東部ドイツの）私的な農民の諸

「連盟」との協力に動かそうという試みは失敗した。それに続いて1998年11月に「東部ドイツ私的農民諸連盟作業共同体」が設立された。他方またこの組織から1999年の6月に「ドイツ農民連合」が生じた。

また、全ての東部ドイツの州において第2種兼業農民は自己の「連盟」を設立した。連邦農業省ベルリン出張所は1993年12月に（東部ドイツの）新たな連邦諸州における農民組織の構造分析を作成した。この幾分古いデータはしかしながら今日においてもなお現存の構造を描写している。

全ての（農民）組織の共同の推計によれば、東部ドイツにおける全ての農業経営数の約50%（専業経営 *Haupterwerbs- und GbR-betriebe* の場合には約40%）のみが職能組織の1つに組織化されているに過ぎない。LPG 後継企業の圧倒的な部分並びに私的な農民の内の約10%が「ドイツ農民連盟」の「州連盟」の会員である。自己の申告によれば「ドイツ農民連盟」は新規加盟諸州において農用地の64%を代表している。しかし会員数に基づけば「ドイツ農民連盟」は農地面積の約40%を代表しているに過ぎないと想定される。独立した農民の約20%は私的な農民組織に組織化されている（「ドイツ農民連合」、「ドイツ農村連合」、「兼業農民」）。私的な農民組織の農地の代表率は州によって異なり、農用地の10%から20%である。

さまざまな組織の政治的な意味合いはその会員数並びに農地の大きさに必ずしも依存しているわけではない。むしろ他の総合社会政策的なグループの場合におけるように内容的な立場並びに組織のトップの人格が決定的である。

（3）農民組織の会員数

表4は1993年の東部ドイツの農民組織の会員数である。これから、「ドイツ農民連盟」の会員数は2055、組織率は28%である。他方、「ドイツ農村連合」の会員数は2280、組織率は32%であった。表5は2001年のデータであるが、ドイツ農民連盟の組織率が20%、「ドイツ農民連合・ドイツ農村連合」の組織率が20%となっている。ちなみに「ドイツ農民連合」は東部ドイツにおける「ドイツ農民連盟」以外のいくつかの組織が集合して、1999年に設立された。

表 4 新規統合諸州における各農民組織の会員数 (1993年11月)

	経営総数	個別企業 専業経営(1)	個別企業 兼業経営(2)	人的組合(3)	法人企業
農業経営数	14,136	7,236	7,965	1,252	3,040
農民組織の会員数 (%)	55(4)	61	42	32	69
ドイツ農民連盟					
会員数	3,632	2,055	1,577	393	2,073
経営数 (%)	26	28	20	31	68
ドイツ農村連合					
会員数	3,905	2,280	1,625		
経営数 (%)	28	32	20		
その他の組織					
会員数	255	73	182	9	36
経営数 (%)	2	1	2	1	1

註：(1) Einzelunternehmen Haupterwerb.

(2) Einzelunternehmen Nebenerwerb.

(3) 1つの人的組合は同時に個別企業専業経営として会員である。

(4) 原典では56となっているが、計算すると55であるので、55に修正してある。

* 全てのデータは農民組織の申告に基づく。農業経営数は各州の農民連盟の申告に基づいて算出した。

** 個別企業 (Einzelunternehmen) とは、人的組合、法人企業以外の経営であり、家族経営と考えてよい。

*** 経営総数

出典：BML-Außenstelle Berlin を修正。原典：Der kritische Agrarbericht 2001, Agrarbündniss, p.90.

(4) 2つの組織の性格の相違

表6は東部ドイツにおける「ドイツ農民連合」と「ドイツ農民連盟」の相違点をあらわしたものである。まず農業構造政策に関しては、「連合」は家族経営を主張する。「連盟」はすべての経営・企業形態を認める。構造変化に関しては「連合」はまだ終了しているとはみなさない。これに対して、「連盟」は大筋において完了しているとみなしている。補助金の逡減に関しては、「連合」は「価格補償支払いの低減化」を支持し、投資助成に際しては「所得による給付の上限」を主張している。「連盟」は「低減化」も「給付の上限設定」も拒否している。「農業生産協同組合」の後継企業の「旧債務」に関しては、「連合」は「償還の必要性」がないとみなす。「連盟」は「資産の紛争を考慮

表5 2001年の農民団体組織率

ドイツ農民連盟	ドイツ農民連合・ ドイツ農村連合	未組織
20%	20%	60%

註：専業経営並びに人的組合数約10,000のうち、組織化されているのは40%のみである。

出典：Jochen Detmer (2)、p.91.

することなく、LPG 後継企業の負債の免除」が必要だと主張する。「資産をめぐる争い」に関しては、「連合」は「不公正であり、規則どおりでない」と主張する。「連盟」は「争いはほとんど終了した」と考える。第二次世界大戦後

表6 東部ドイツにおける農民組織の農業政策に関する見解の相違点

ドイツ農民連合 (Deutscher Bauernbund)	ドイツ農民連盟 (Deutscher Bauernverband)
農業構造政策	
家族経営に基づいた農民的な農業を代弁する。	すべての経営・企業形態に発展の余地を与えようとする。
構造変化	
(農業の) 構造変化をまだ終了しているとは考えない。	構造変化を、大筋において完了したものとみなす。
補助金の削減化と(所得による)給付上限(の設定への見解)	
価格(引下げ)補償支払いの削減化を支持し、「農業投資助成プログラム」のような集約的な助成に際しては(所得による)給付上限(の設定)を要求する。	低減化並びに(所得による投資助成の)給付上限(の設定)を範疇的に拒否する。
旧債務	
債務を免除されるべきだとするならば、それは資産の紛争において考慮されなければならない。	資産の紛争を考慮することなく、LPG 後継企業の負債の免除が必要だと考える。
資産をめぐる争い	
資産をめぐる争いを不公正であり、規則どおりでないと考え。各州(政府)によるより厳しいコントロールを要求している。	資産をめぐる争いをほとんど完了したと考える。
農地改革—土地取得プログラム	
かつての不動産所有者に対する補償規則は不十分であると考え。法人(企業)による割引された土地の取得に反対する。	現在の規則を大筋において十分であると考え、法人(企業)による割引された土地の取得を擁護する。
民主的社会主義党 PDS に対する関係	
PDS には問題があると考え、特に社民党 SPD と民主的社會主義党 PDS との連立政権には反対する。	あらゆる選択をオープンであると考え。

出典：Jochen Dettmer: (2) Von der Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe zum Deutschen Bauernverband, Der Kritische Agrarbericht 2001, AgrarBündnis, p.88-89.

の「農地改革」に関しては、「連合」は「かつての不動産所有者に対する補償規則は不十分だ」と考える。「連盟」は「現在の規則を大筋において十分である」と考える。またかつての社会主義時代の「社会主義統一党」の流れを汲む「民主的社会主義党」に関しては、「連合」は否定的であり、「特に社会民主党との連立」を否定しているが、「連盟」は「あらゆる選択肢がオープンだ」とする。

以上のように、2つの組織の見解は、農業における「法人企業」のあり方をめぐって全く対立的である。

おわりに

以上見てきたように、東部ドイツには統一的な農民組織が存在しない。理由は原則的な農業政策の問題においてなお著しい意見の対立があるからである。政治的な意見の内容的な立場の接近が起こらない限り、東部ドイツにおいては農業に関する統一的な利害の代表は存在しないであろう。

1945年にソビエト・ロシア軍が東部ドイツを占領し、それに基づいて大経営の土地収用が行われ、続いて中小農民の土地の集団化が進められ、集団農場である「農業生産協同組合」が次々に創設された。その過程で土地の境界の石が撤去されたり、土地台帳が破棄されたりした⁷⁾。そして社会主義体制下でエリート教育を受けた者が集団農場において幹部となり、再統合のあとには後継企業の経営者となる。他方で、「農業生産協同組合」の解体に伴って多くの組合員が整理され、その多くは早期の年金生活に入り、さもなければ失業者として地域に滞留する。運がよければ、後継企業の農業労働者になった。あるいは経営を再建するため、「農業生産協同組合」解体の際、またはその後継機業に対して土地の返還を要求する。紛争の中心にあるものは、かつての「農業生産協同組合」の資産を巡る紛糾である。

以上のことは、根本的には社会主義時代をどう評価するかという問題にかかわる。一面において、社会主義下では市民相互が監視下におかれ、言論の

自由がなかった。それは社会主義建設がまだ過渡期にあったからだといえなくもない。他方で社会主義時代には基本的に雇用が保証され、教育、医療が無料であった。これらは高く評価されている。

問題の本質は、想定外であった社会主義から資本主義への体制の転換にある。農業の集団化のために境界の礎石を撤去したり、土地台帳を焼き捨てたことは、社会主義建設からすれば、当然の行為ともみなしうる。それが資本主義のもとに生きてきた西部ドイツの住民からみれば「不法行為」を行ったということになるであろう。

農民組織が分裂している今の状況は決して好ましいことではなく、統合への努力が模索されるべきだが、その場合、後継企業と旧組合員並びにかつての西ドイツへの逃亡者が要求している土地の返還あるいはより正当な補償要求が問題になる。

注

- 1) これらについては以下の論文を参照。Jochen Dettmer : (1) Die Umstrukturierung der Landwirtschaft in den neuen Bundesländern, Der Kritische Agrarbericht 1993, AgrarBündnis, pp. 108-113.
Jochen Dettmer : (2) Von der Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe zum Deutschen Bauernverband, Der Kritische Agrarbericht 2001, AgrarBündnis, pp. 85-91.
Jörg Gerke: Landwirtschaft in Mecklenburg-Vorpommern, Der Kritische Agrarbericht 2001, AgrarBündnis, pp. 92-95.
Rolf Jähnichen: Die Privatisierung der Sächsischen Landwirtschaft-Zwischenbilanz eines Neuaufbaus -, Freistaat Sachsen, Staatsministerium für Landwirtschaft, Ernährung und Forsten, Dresden, 1998.
- 2) <http://www.dhm.de/lemo/html/WegeInDieGegenwart/FolgenDerDeutschenEinheit/treuhandanstalt.html>
- 3) 同上
- 4) Jochen Dettmer : (2) 以下の説明はこの文献に基づいている。
- 5) Jochen Dettmer : (2)
- 6) 同上
- 7) Rolf Jähnichen.

参考文献

1. 小倉武一編著『躰陶しいドイツ 旧東独農業の解体と再生』農文協、1993年。
2. 「旧東ドイツの農業農村の現状について」－「新規統合諸州における農業経営構造の動向」（ザビーネ・クルーゼ）の翻訳－』農村開発企画委員会『新しい農村計画』81号、1995年、86-89頁。
3. 谷口信和解題翻訳「東ドイツ農業における企業形態の進化」『のびゆく農業』No.911、農政調査委員会、2001年。
4. Bundesregierung, Ausgewählte Daten und Fakten der Agrarwirtschaft 2010, p.7
5. Jochen Dettmer : (1) Die Umstrukturierung der Landwirtschaft in den neuen Bundesländern, Der Kritische Agrarbericht 1993, AgrarBündnis, pp. 108-113.
6. Jochen Dettmer : (2) Von der Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe zum Deutschen Bauernverband, Der Kritische Agrarbericht 2001, AgrarBündnis, pp. 85-91.
7. Jörg Gerke: Landwirtschaft in Mecklenburg-Vorpommern, Der Kritische Agrarbericht 2001, AgrarBündnis, pp. 92-95.
8. Rolf Jähnichen: Die Privatisierung der Sächsischen Landwirtschaft-Zwischenbilanz eines Neuaufbaus -, Freistaat Sachsen, Staatsministerium für Landwirtschaft, Ernährung und Forsten, Dresden, 1998.
9. Karl Jaster, Günter Filler: Umgestaltung der Landwirtschaft in Ostdeutschland, HUMBOLDT-UNIVERSITÄT ZU BERLIN, Wirtschafts- und Sozialwissenschaften an der Landwirtschaftlich- Gärtnerischen Fakultät, 2003.
10. Katrin Küster (1) Das Entschädigungs- und Ausgleichsleistungsgesetz (EALG) und seine Folgen für Landwirtschaft in den neuen Bundesländern, Der Kritische Agrarbericht 1995, pp. 30-35.
11. Katrin Küster (2) Verkannte Konflikte, Der Kritische Agrarbericht 2001, AgrarBündnis, pp. 75-84.
12. Frieder Thomas: Wandel der Landwirtschaft in den Neuen Bundesländern, Der Kritische Agrarbericht 1994, pp. 30-39.
13. インターネットのウェブからの資料
<http://www.dhm.de/lemo/html/WegInDieGegenwart/FolgenDerDeutschenEinheit/treuhandanstalt.html>